

国民健康保険特定健康診査データ分析業務及び受診勧奨業務に関する
質問に対する回答

番号	質問	回答
1	「対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類する」とありますが、人工知能を使用せずに年齢（新規40歳、国保加入者等）や健診受診頻度（毎年受診、不定期受診、未受診）、健診値（要精密検査、要観察）等の情報を使用しグループ分けしても良いでしょうか。	仕様書4.(1)③のとおり、健康意識等のデータを機械学習によって独自に開発した人工知能を用いて分析し、対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類してください。
2	以下データのご提供は可能でしょうか。 1. 被保険者マスタデータ ・国保総合システム 特定健診等被保険者データ (KD_IF015)	お示しのデータの提供は可能です。
3	ポスター・チラシのデザインの用紙はマットコート紙90kgと指定がありますが、90kgはポスターとしては少し薄いと思われるため、110kgの想定でもよろしいでしょうか。	マットコート紙90kgでお願いします。
4	報告業務の内容に「集団健診定員充足率」とありますが、集団健診の受診者数と集団健診の定員数を示したデータは提供してもらえますでしょうか。また、集団健診定員充足率は集団健診受診者÷集団健診定員数×100の計算式で算出する想定でよろしいでしょうか。	集団健診の受診者数と定員数のデータを提供します。 計算式についてはお見込みのとおりです。
5	I 圧着形式のはがきは通常のはがきサイズでよろしいでしょうか。また、圧着形式について、V型、Z型のいずれをお考えでしょうか。	圧着ハガキの仕様は、z型圧着、サイズは仕上がり約100×145mm（展開時約290×145mm）、カラー印刷を想定しています。
6	通知物の宛名印字において、宛名シールへ印字し、通知物に貼付するといった対応でもよろしいでしょうか。	宛名シールの貼付対応で差支えありません。
7	通知物は⑥のタイトルが通知物の納品と記載されていますが、発注者が発送を行うとの認識でよろしいでしょうか。その場合、料金後納となり、委託費に郵送費は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	通知物については受注者にて発送をお願いします。郵送費も委託費に含めるものとします。

8	<p>II ショートメッセージ (SMS) のシステム環境において、他行政様において実績のある民間の SMS 配信サービスを利用してよろしいでしょうか。(部分委託)</p>	<p>契約後、あらかじめ承認を受ければ部分委託は可能です。</p>
9	<p>報告書の作成にあたって、研究者 (公衆衛生士・博士) の示唆をふまえるとの記載があるが、生活習慣病に精通した臨床医などでもよいか。</p>	<p>生活習慣病に精通した臨床医は、研究者 (公衆衛生士・博士) など、に含むものとします。</p>
10	<p>(1) 特定健診関連情報データ (必須) で記載されたデータ以外に、FKAC171、KDB 様式 1-1 のデータのご提供は可能でしょうか。</p>	<p>お示しのデータの提供は可能です。</p>
11	<p>(3) レセプト電算コード情報データ (任意)、(4) 突合 CSV データ (任意)、(5) 医療機関分析業務関連データ (任意) は必ずしも分析に使う必要はないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
12	<p>(7) 資材作成用データ (必須) の 1 健診情報管理データは、資材に印字する健診情報と記載がありますが、個々によって内容が変化 (可変) するデータなのでしょうか。</p>	<p>健診についての一般的な情報 (健診概要、健診日程、医療機関リスト等) を想定しており、資材作成時期によって内容 (健診日程等) は変わりますが、対象者個人ごとによって内容が変化するものではありません。</p>
13	<p>著作権の帰属について、委託事業者の決定後に双方の協議のもと、著作権の帰属先の変更を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>個人情報保護の観点からそのような想定はしていません。</p>

14	<p>今回の仕様書に記載されている「ハガキ・ショートメッセージ・ポスター、チラシ」のすべての受診勧奨施策を実施した自治体における、受診率向上の実績が参加条件となる、という認識で相違ございませんでしょうか（例：ハガキのみやハガキとチラシのみの等の実績は不可）</p>	<p>受診率向上の実績において、受診勧奨の方法は問いません。よって、「ハガキ・ショートメッセージ・ポスター、チラシ」のすべての受診勧奨施策を実施している必要はありません。</p>
15	<p>データの提供は原則として LGWAN 上で行うとありますが、「原則」に当てはまらない事由としては、長浜市様の都合によるデータ提供を意味しており、受注者都合での LGWAN 以外の提供は行わないという認識で相違ございませんでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
16	<p>プライバシーマークは個人情報保護に関する認証であり、ISMS は情報資産全般のセキュリティ管理に関する認証であることから、両者はそれぞれ目的が異なる認証であると認識しております。</p> <p>この点を踏まえ、入札参加資格として「個人情報保護（プライバシーマーク）」および「情報セキュリティ（ISMS27001 及び ISMS27017）」の双方の認証を取得していることが参加要件であると理解しておりますが、こちらの認識に相違ございませんでしょうか。</p>	<p>個人情報保護又は情報セキュリティに関する公的認証（プライバシーマーク、ISMS 等）のいずれかを取得していることを入札参加資格要件としており、双方の認証を取得している必要はありません。</p>